

施設所有（管理）者賠償責任保険 仕様書

京都市（以下「甲」という。）が所有・管理する琵琶湖疏水記念館（以下「本施設」という。）に係る賠償責任保険の仕様は、次のとおりとする。

なお、本仕様書に基づく引受保険会社を「乙」とする。

（主旨）

第1条 本保険は、甲の本施設の設置若しくは管理の瑕疵又は甲の業務遂行中に生じた事故によって、甲が損害賠償責任を負う場合において、甲が法律上負担しなければならない損害賠償金及び甲が当該損害賠償責任に関する争訟で負担する費用（以下「甲の損害賠償金等」という。）を乙がてん補するものである。

（施設概要）

第2条 本保険の対象となる本施設の概要は、次に掲げるものとする。

対象施設 琵琶湖疏水記念館（来客兼職員用の昇降機1台を含む。）

所在地 京都市左京区南禅寺草川町17

面積 921.15㎡

（乙がてん補する損害）

第3条 乙がてん補する損害は、甲による本施設の設置若しくは管理の瑕疵又は甲の業務遂行中に第三者に生じた損害とする。

（てん補すべき金額の範囲及び限度）

第4条 乙が本保険によりてん補すべき金額は、甲が、損害を被った第三者（以下「被害者」という。）に対して損害賠償責務の弁済として支出する損害賠償金（弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの）及び次に掲げる費用とする。ただし、次条のてん補限度額を超えないものとする。

- (1) 第9条第1項第2号及び同項3号に要した費用
- (2) 事故が発生した場合において、甲が損害の防止軽減のために必要又は有益と認められた手段を講じた後に甲に賠償責任がないことが判明した場合に、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他の緊急措置に要したもの及び支出につきあらかじめ乙が同意したもの
- 2 前項にかかわらず、乙は、損害賠償責任に関する争訟につき、甲が乙の同意をもって支出した費用（以下「争訟費用」という。）を甲に支払うものとする。ただし、同項の損害賠償金及び同項各号に掲げる費用の合計額がてん補限度額を超えるときは、乙は、当該合計額に対するてん補限度額の割合を争訟費用に乗じた額を甲に支払うものとする。
- 3 前2項にかかわらず、乙は、第10条の規定により甲が乙に協力するために直接要した費用を甲に支払うものとする。

（てん補限度額及び免責金額）

第5条 本保険のてん補限度額及び免責金額は、次のとおりとする。

(1) 身体障害賠償

てん補限度額 1事故につき1億円、1名につき3千万円

- 免責金額 1 事故につき 5 万円
- (2) 財物損壊賠償
てん補限度額 1 事故につき 1 億円
免責金額 1 事故につき 5 万円

(保険期間)

第 6 条 本保険の保険期間は、令和 8 年 8 月 1 日午後 4 時に始まり、令和 9 年 8 月 1 日午後 4 時に終わる。

(請求時期と保険責任の関係)

第 7 条 乙は、前条の保険期間中に被害者から甲に対し損害賠償の請求がなされた場合に限り、保険金を支払わなければならない。

(てん補しない損害の例)

第 8 条 本保険は、直接損害であると間接損害であるとを問わず、次の事由によって生じる甲の損害賠償金等をてん補しない。

- (1) 甲及び甲の職員の故意によるもの
 - (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう及び労働争議によるもの
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によるもの
 - (4) 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等によるもの
- 2 本保険は、直接損害であると間接損害であるとを問わず、甲が次に掲げる賠償責任を負担することによって生じる費用をてん補しない。
- (1) 甲と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - (2) 甲が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - (3) 甲の職員又は甲の委託先が、甲の業務又は委託業務を遂行中に被った身体の障害に対する甲の賠償責任
 - (4) 施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する賠償責任

(通知)

第 9 条 甲は、保険期間中に第三者から損害賠償請求の可能性がある事故発生を知った場合、知った日から 60 日以内に、その事故又は事由の具体的状況を乙に通知しなければならない

- 2 甲が正当な理由なく第 1 項の通知を怠ったときは、乙は甲がした損害賠償をてん補しないものとする。

(事故の発生等)

第 10 条 甲は、保険事故又は保険事故の原因となると思われる偶然な事故（以下本条において「事故」という。）が発生したことを知ったときは、次に掲げる事項を履行するものとする。

- (1) 甲は、事故が発生したときは事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況及びこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所氏名を、事故に係る損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく乙に通知すること。

- (2) 甲は、他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全又は行使について必要な手続、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
- (3) 甲は損害賠償責任の全部又は一部を承認する場合は、あらかじめ乙の合意を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、この限りでない。

(保険事故処理の特則)

第11条 乙は必要に応じ、甲の承認を得て、甲に代わって自己の費用で被害者による保険事故の解決に当たることができる。この場合において、甲は乙の求めに応じ、その遂行について乙に協力するものとする。

(乙の協力義務)

第12条 乙は、甲が保険事故について被害者に対して負う義務を円滑に履行することができるよう、甲の求めを受け必要に応じ甲に協力するものとする。

(弁護士の見解)

第13条 乙は、甲が保険事故を解決するため弁護士の見解を求めた場合において、当該見解が必要であると認めるときは、甲に対して、乙と提携する弁護士に相談させる機会を速やかに設けるものとする。

(保険金の請求)

- 第14条 甲が、本保険によるてん補を受けようとするときは、甲の損害賠償金等が確定した日から30日以内又は乙が承認した猶予期間内に、保険金請求書及び甲の損害賠償金等を証明する書類を乙に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の書類のほか、乙が甲の損害賠償金等の査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じるものとする。

(保険金の支払)

- 第15条 乙は、前条第1項の請求書が到達した日から30日以内に保険金を支払わなければならない。ただし、やむを得ない事由により乙がこの期間に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払うものとする。
- 2 保険金の支払については、甲が被害者に対して損害賠償債務の弁済として損害賠償金を支払った後、当該損害賠償金から免責金額を控除した金額を乙が甲へ支払うものとする。ただし、甲は、あらかじめ免責金額を乙に支払うことにより、損害賠償金の一部又は全部を乙から被害者に直接支払うよう指示することができるものとする。

(法規の遵守)

第16条 乙は、本保険の履行に当たっては、関係各法令の規定を遵守しなければならない。

(普通保険約款等との関係)

第17条 本仕様書に定めのない事項については、本仕様書の規定に反しない限り、

適用すべき賠償責任保険普通保険約款及び施設所有（管理）者特別約款（又は同等内容の約款）の規定を準用する。

（疑義）

第18条 本仕様書及び内訳書に定めのない事項又は本仕様書及び内訳書の内容若しくは運用に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（代理店）

第19条 乙は、保険契約手続業務等において、代理店を起用する場合は、事前に文書により甲の承諾を得なければならない。

（資料の提出）

第20条 乙は甲の求めに応じ、事故内容及びてん補実績等の資料を提出するものとする。